

官報

平成二十年十一月二十八日

○第七十回 参議院會議録第十一号

平成二十年十一月二十八日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十年十一月二十八日

午前十時開議

第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第百六十九回国会内閣提出、第百七十回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長愛知治郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(愛知治郎君登壇、拍手)

○愛知治郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十年十一月二十八日 参議院會議録第十一号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案

本法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持を禁止される銃の範囲の拡大、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包所持等の規制の強化、銃砲刀剣類の所持者への監督強化等を主な内容としております。

なお、衆議院におきましては、猟銃等の所持許可の申請書に内閣府令で定める要件に該当する医師の診断書の添付の義務付け、猟銃に適合する実包の所持状況に係る帳簿の検査の実施、調査を行う間の保管制度の拡充、銃砲刀剣類の確実な引渡し確保について修正が行われております。

委員会におきましては、ナイフの規制の在り方と法改正の趣旨、欠格事由該当性の判断を行う医師についての考え方、銃砲刀剣類の所持基準の適確な運用等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第百六十九回国会内閣提出、第百七十回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田村耕太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田村耕太郎君登壇、拍手)

○田村耕太郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅、すなわち長期優良住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、長期優良住宅の流通を促進するため住宅性能表示制度の活用等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、長期優良住宅の普及の促進に関し、人材の養成、木造住宅及び地域における居住環境への配慮、トレーサビリティに資する住宅履歴の作成及び保存に係る援助等について修正が行われております。

委員会におきましては、長期優良住宅の需要見通しと需要促進策、新築のほか、既存住宅も制度の対象とする必要性、長期優良住宅における国産木材活用策等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。

午前十時七分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
江田	五月君	山東	昭子君	山下	芳生君
風間	直樹君	植松	恵美子君	舟山	康江君
川崎	稔君	水戸	将史君	紙	智子君
松野	信夫君	仁比	聡平君	大島	九州男君
青木	愛君	加賀	健君	大門	実紀史君
水岡	俊一君	足立	信也君	市田	忠義君
岩本	司君	ツケン	マルティ君	中村	哲治君
内藤	正光君	木俣	佳丈君	増子	輝彦君
高橋	千秋君	石井	一君	山下	八洲夫君
千葉	景子君	前田	武志君	柳田	稔君
中谷	智司君	平山	幸司君	友近	聡朗君
川合	孝典君	牧山	ひろえ君	行田	邦子君
藤原	良信君	谷岡	郁子君	武内	則男君
大久保	勉君	島田	智哉子君		

藤末	健三君	富岡由紀夫君
蓮	舩君	大石 尚子君
下田	敦子君	小林 正夫君
榎葉賀津也君		芝 博一君
柳澤 光美君		喜納 昌吉君
鈴木 陽悦君		神本美恵子君
藤原 正司君		山根 隆治君
小川 勝也君		池口 修次君
福山 哲郎君		平野 達男君
辻 泰弘君		円 より子君
峰崎 直樹君		直嶋 正行君
長浜 博行君		西岡 武夫君
築瀬 進君		興石 東君
平田 健二君		大石 正光君
工藤堅太郎君		吉川 沙織君
外山 斎君		川田 龍平君
松下 新平君		大江 康弘君
大久保潔重君		森田 高君
田中 直紀君		糸数 慶子君
渡辺 秀央君		荒井 広幸君
姫井由美子君		轟木 利治君
横峯 良郎君		龜井亜紀子君
丸山 和也君		中山 恭子君
林 久美子君		広田 一君
室井 邦彦君		川上 義博君
長谷川憲正君		長谷川大紋君
萩原 健司君		島尻安伊子君
加藤 敏幸君		主濱 了君
松岡 徹君		津田弥太郎君
自見庄三郎君		木村 仁君
中川 義雄君		岸 宏一君
森 ゆうこ君		大塚 耕平君
松井 孝治君		鈴木 寛君
龜井 郁夫君		林 芳正君
山本 一太君		岩永 浩美君
家西 悟君		高嶋 良充君
小川 敏夫君		郡司 彰君
櫻井 充君		藤井 孝男君

議長報告事項
一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

市川 一朗君

浅野 勝人君

荒木 清寛君

舩添 要一君

加納 時男君

木庭 健太郎君

草川 昭三君

浜四津 敏子君

国土交通大臣

金子 一義君

国務大臣

佐藤 勉君

(国家公安委員長)

補欠

藤本 祐司君

大島 九州男君

龜井 亜紀子君

補欠

白 眞勲君

田中 康夫君

山崎 正昭君

山谷 えり子君

補欠

鈴木 寛君

石井 一君

法務委員

補欠

鈴木 寛君

松浦 大悟君

西田 昌司君

舩添 要一君

国会法第四十二

条第二項ただし

書の規定による

国会法第四十二

条第三項の規定

によるもの

補欠

白 眞勲君

田中 康夫君

山崎 正昭君

山谷 えり子君

補欠

鈴木 寛君

石井 一君

西田 昌司君

外交防衛委員

補欠

鈴木 寛君

白 眞勲君

文教科科学委員

補欠

石井 一君

西田 昌司君

大島 九州男君

山崎 正昭君

厚生労働委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員

労働基準法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会閣法(第八一号))

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(平野達男君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

田母神俊雄前航空幕僚長の「日本は侵略国家であつたのか」という題で発表された論文に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第一〇三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

介護保険制度に関する質問主意書(大河原雅子君提出)(第九一四号)

裁判員制度の施行準備に関する質問主意書(前川清成君提出)(第九二二二号)

食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第九三三三号)

サンルダム建設に係る各種専門家に係る質問主意書(紙智子君提出)(第九四四号)

ジョブ・カード制度に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第九五五号)

登記事項証明書手数料に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第九六六号)

金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改定内容を中小企業者に分かりやすく周知するための取組に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九七七号)

司法試験の合格者数と法曹人口のあり方に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第九八八号)

大学における大麻汚染に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第九九九号)

研究開発予算に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一〇〇〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

児童福祉法等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大島九州男君

補欠

石井 一君

亀井亜紀子君

補欠

自見庄三郎君

補欠

相原久美子君

法務委員

辞任

田中 康夫君

補欠

松浦 大悟君

白 眞勲君

補欠

眞勲君

外交防衛委員

辞任

鈴木 寛君

補欠

眞勲君

文教科学委員

辞任

石井 一君

補欠

大島九州男君

農林水産委員

辞任

自見庄三郎君

補欠

亀井亜紀子君

国土交通委員

辞任

相原久美子君

国家基本政策委員

辞任

補欠

同日委員長から次の報告書が提出された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第百六十九回国会閣法第四四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一〇四号)

麻薬・覚醒剤等乱用撲滅と依存離脱プログラム等に関する質問主意書(藤谷光信君提出)(第一〇五号)

後期高齢者医療制度に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一〇六号)

介護保険に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一〇七号)

介護労働者に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一〇八号)

審査報告書

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年十一月二十七日

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者

に対する監督の強化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、ダガーナイフ等特定刀剣類の所持禁止の規定について、その適用が除外されている期間内に確実に廃棄等が行われるよう、法改正の内容の周知徹底を積極的に行うこと。

二、猟銃又は空気銃の所持の許可に係る申請書に添付する診断書については、地域の実情に配慮しつつ、欠格事由の該当性を判断することができる医師が作成するものとする。また、地方公共団体、医療関係者等と緊密な連携を取り、専門医の受診を容易とするための環境整備に努めること。

三、都道府県公安委員会への申出制度の運用に当たっては、申出を行った事実が対象とされた者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出を行った者の保護に万全を期すること。

四、本法に係る内閣府令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重すること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年十一月二十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改める。

第二条第二項中、「刃渡」を、「刃渡り」に改め、「剣」を削り、「並びにあいくち及び」を、「刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに」に改める。

第三条第一項第二号中「ため、若しくは」を「ため、」に改め、この用に供するため」の下に、「第五条の五第一項の講習(第四号の二の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能講習」という。)の用に供するため」を加え、同項第四号中「第三条の三第一項第六号」を「第四号の六、第三条の三第一項第六号、第四条第一項第五号の二、第五号の二第三項第五号及び第八号第一項第七号」に改め、同項第四号の二中「第三条の三第一項第七号」を「(次号、第三条の三第一項第七号及び第五号の五第四項)に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二の二 技能講習従事教習射撃指導員(教習射撃指導員であつて、都道府県公安委員会が第五条の五第四項の規定により技能講習に関する事務を教習射撃場を管理する者に行わせる場合において当該技能講習に関する事務に従事するものをいう。第三条の三第一項第五号の二において同じ。)が当該技能講習に関する事務の用に供するため当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する場合

第三条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 第九条の十五第一項第一号の年少射撃資格者(第四条第一項第五号の二及び第五条

の二第六項において「年少射撃資格者」という。)が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「けん銃」を「空気銃又はけん銃」に改める。

第三条の三第一項第二号中「技能検定」の下に「若しくは技能講習」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該猟銃に適合するけん銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

第四条第一項第一号中「空気銃」の下に「(空気けん銃を除く。)」を加え、「第四号」を「第五号の二」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

第四条の二第二項中「前項の下に定めるもののほか、第一項を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一号を加える。

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第八條第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第八條第十六項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。

第五条第一項第一号中「政令で定めるところにより」を「国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして」に改め、同項第十一号中「生命」を「生命、身体」に、「又は」を「若しくは」に、「害する」を「害し」、又は自殺をする」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項第二号又は第三号」に改め、「以上」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第二項に規定するストーカー行為を、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

第五条第一項第八号中「第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項若しくは第三条の

の二第六項において「年少射撃資格者」という。)が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「けん銃」を「空気銃又はけん銃」に改める。

第三条の三第一項第二号中「技能検定」の下に「若しくは技能講習」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該猟銃に適合するけん銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

第四条第一項第一号中「空気銃」の下に「(空気けん銃を除く。)」を加え、「第四号」を「第五号の二」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

第四条の二第二項中「前項の下に定めるもののほか、第一項を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一号を加える。

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第八條第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第八條第十六項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。

第五条第一項第一号中「政令で定めるところにより」を「国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして」に改め、同項第十一号中「生命」を「生命、身体」に、「又は」を「若しくは」に、「害する」を「害し」、又は自殺をする」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項第二号又は第三号」に改め、「以上」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第二項に規定するストーカー行為を、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

第五条第一項第八号中「第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項若しくは第三条の

の二第六項において「年少射撃資格者」という。)が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「けん銃」を「空気銃又はけん銃」に改める。

第三条の三第一項第二号中「技能検定」の下に「若しくは技能講習」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該猟銃に適合するけん銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

第四条第一項第一号中「空気銃」の下に「(空気けん銃を除く。)」を加え、「第四号」を「第五号の二」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

第四条の二第二項中「前項の下に定めるもののほか、第一項を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一号を加える。

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第八條第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第八條第十六項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。

第五条第一項第一号中「政令で定めるところにより」を「国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして」に改め、同項第十一号中「生命」を「生命、身体」に、「又は」を「若しくは」に、「害する」を「害し」、又は自殺をする」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項第二号又は第三号」に改め、「以上」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第二項に規定するストーカー行為を、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

第五条第一項第八号中「第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項若しくは第三条の

の二第六項において「年少射撃資格者」という。)が、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「けん銃」を「空気銃又はけん銃」に改める。

四から第三条の十三までの規定に違反して又は第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三十二条第一号の罪を犯して罰金以上をこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分を違反し、又は火薬類取締法第五十条の第二項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分を違反して罰金に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「若しくは第三号、第三項又は第四項を」第二号若しくは第四号、第三項、第四項又は第六項に改め、「五年」の下に「同条第一項第四号の規定による許可の取消処分に係る者にあつては、十年」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第十一条第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

第五条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「第一号、第三号又は前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「平成九年法律第二百二十三号」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第四項を削り、同条第三項中「第一項第十号又は第十一号」を「第一項第三号から第五号まで又は第十五号から第十八号まで」に、「生命」を「生命、身体」に、「財産又は」を「財産若しくは」に、「害する」を「害し」、又は自殺をするに改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県公安委員会は、第四条の規定による銃砲の所持の許可を受けようとする者が第十条の四第二項の内閣府令で定める基準に適合する保管設備を有している場合でなければ、許可をしてはならない。ただし、その者が当該銃砲の保管を専ら第十条の五又は第十条の八の規定により他の者に委託して行う場合は、この限りでない。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

第五条の二第二項第二号中「銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二條に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、及び「その他の凶悪な罪」を削り、「禁錮」を「禁固」に改め、

同項に次の一号を加える。

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二條に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の二第三項第一号中「所持している者」の下に「当該銃銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書(次号において「技能講習修了証明書」という。)の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の銃銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。」を加え、同項第二号中「もの」の下に「当該許可を受けて所持していた銃銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 所持しようとする種類の銃銃に係る射撃指導員

第五条の二第五項中「第八条第一項第七号」を「第八条第一項第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気がけん銃である場合には、当該空気けん銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気けん銃射撃競技のための空気けん銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

「から第四項まで」を、「第三項」の下に「及び第六項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(銃銃の操作及び射撃の技能に関する講習)

第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて銃銃を所持しているものを受講者として、当該種類の銃銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しななければならない。

3 第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の銃銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合において、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

第六条第三項中「第四号の二」の下に「第二項を除く。」を加え、第七条の三第二項中「第五条の二」の下に「第六項を除く。」を加え、同条第三項中「第四条の二」の下に「及び第四条の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条の三第一項中「前条第一項の規定により許可申請書を提出した日」とあるのは、「当該許可の有効期間が満了する日」と読み替えるものとする。

第八条第一項第六号中「第五条の二第四項第二号」の下に「若しくは第六項」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の三第二項の規定により

空気銃に係る射撃指導員の指定を解除された場合

第八条第六項中、「第六号又は第七号」を「又は第六号から第八号まで」に改め、同条第七項中「他人の生命」を「人の生命、身体」に改める。

第九条の十二の次に次の三条を加える。

(年少射撃資格の認定)

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十四歳以上十八歳未満であるもののうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

- 一 第五条第一項第二号から第十八号までのいずれかに該当するとき。
- 二 次条第二項の年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けていないとき。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定(以下「年少射撃資格の認定」という。)をする場合においては、同項に規定する射撃指導員を明示した年少射撃資格認定証を交付しなければならない。

3 第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付を受けた者について、同条第三項の規定は年少射撃資格認定証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合(射撃指導員に変更があつた場合を除く。)」と、「住所地(前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。)」又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格の認定のための講習会)

第九条の十四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするものを受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に關し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は前項の年少射撃資格講習修了証明書について、同条第四項の規定は第一項の講習会について、それぞれ準用する。

(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その効力を失う。

- 一 年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合
- 二 年少射撃資格者が第九条の十三第一項の政令で定める者からその推薦を取り消された場合
- 三 年少射撃資格者が十八歳に達した場合
- 四 年少射撃資格者が第三条第一項第四号の六

の規定により所持することができ第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る空気銃のすべてについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

2 第八条第二項の規定は、年少射撃資格認定証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、「許可が」とあるのは「年少射撃資格の認定が」と読み替えるものとする。

3 第八条第四項の規定は、年少射撃資格者が死亡したことにより当該年少射撃資格の認定が失効した場合について準用する。この場合において、同項中「第二項」とあるのは「第九条の十五第二項において準用する第二項」と、「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

第十条第五項中「金属性弾丸」の下に「(以下「実包等」という。)」を加える。

第十条の二中「第四条第一項第一号」を「前項に定めるもののほか、第四条第一項第一号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第五項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。

第十条の三中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。
第十条の四の前の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第三項中「あたつては」を「当たつては」

に、「実包、空包又は金属性弾丸」を「実包等」に、「ともに」を「共に」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項に定めるもののほか、第二項に規定する設備に銃砲を保管するに当たつては、当該設備の存する建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第一条の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項に規定する建物の部分)内に、保管に係る銃砲に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。

第十条の五第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。次項において同じ。)の保管を委託しなければならない。

一 第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

二 第四条第一項第四号の規定によるけん銃の所持の許可を受けた者

三 第四条第一項第四号の規定による空気けん銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

四 第四条第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者

第十条の五第二項中「けん銃、けん銃部品及びけん銃実包」を「空気銃又はけん銃」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(帳簿)

第十条の五の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載

し、これを保存しなければならない。

第十条の六第一項中「前二条」を「第十条の四又は第十条の五」に、「銃砲」を「銃砲及び実包等」に改め、同条第二項中「その保管」を「当該銃砲又は当該銃砲に適合する実包の保管」に改め、「当該銃砲の下に」又は「当該銃砲に適合する実包を」、「立ち入り、」の下に「保管設備、前条の帳簿その他の物件を」を加える。

第十条の八第一項中「は、盗難の防止その他危害予防上必要がある場合においては」を「(第十条の五第一項第一号に掲げる者を除く。）」に改める。

第十条の九中「について同法」の下に「若しくはこれに基づく命令」を加え、「同法に」を「これらに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した場合において、その者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用していないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

第十一条第一項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第一項第二号、第三号又は第四号」を「第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号まで」に改め、同項第三号中「第五条第一項第五号、第八号、第十号若しくは第十一号又は第五号の二第二項第二号」を「第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

第十一条第二項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改め、同条第四項中「同法」の下に「若し

くはこれに基づく命令」を加え、「同法に」を「これらに」に改め、同条第十項中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「他人の生命を」人の生命、身体に、「銃砲又は」を「銃砲若しくは」に改め、「刀剣類を」の下に「仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲」に改め、これを「若しくは刀剣類」に改め、同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合においては、都道府県公安委員会は、当該射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十一条の二第一項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第十一条の二第三項」を「第十一条の二第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により第十三条の三第一項の規定により既に保管しているけん銃を仮領置する場合において、同条第三項の規定により既に当該けん銃に係るけん銃部品を保管しているときは、当該けん銃部

品についても仮領置するものとする。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(年少射撃資格の認定の取消し)

第十一条の三 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至つた場合

二 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つた場合

三 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分(第十条の九第二項の指示を含む。)に違反した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消すことができる。

第十二条第一項及び第三項中「第五項まで」を「第六項まで又は前条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 都道府県公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当すると認められた者について行う第十一条第一項又は第十条の三第一項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(報告徴収等)

第十二条の三 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き第五条(第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第一項及び第三項を除く。)の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定を受けた後も引き続き第九条の十

三第一項(第二号を除く。)の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

第十三条中「及び許可証を提示させ」を「許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を提示させ」に、「及び許可証を検査させるを」を「許可証若しくは当該帳簿を検査させる」に改める。

第十三条の二中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、「許可証」の下に「又は年少射撃資格認定証」を加え、第二章中同条を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(公務所等への照会)

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条(第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第一項を除く。)の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項(第二号を除く。)の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(調査を行う間における銃砲の保管)

第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必

要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲〇を保管させておくことが適当でない」と認めるときは、その者(その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当該銃砲〇の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲〇を保管することができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲〇を保管した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明らかとなつたときは、当該銃砲〇を速やかにその者に返還しなければならない。当該銃砲〇を保管した日から起算して三十日が経過したとき、当該期間が経過する前に第十一条第七項の規定により当該銃砲〇を仮領置したときを除く。も、同様とする。

3 都道府県公安委員会は、第一項の規定によりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができざる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を保管するものとする。

4 都道府県公安委員会は、第一項及び前項の規定によりけん銃及び当該けん銃に係るけん銃部品を保管した場合において、第二項の規定により当該けん銃を当該許可を受けている者に返還するときは、当該けん銃部品についてもその者に返還するものとする。

第二十条の二 第二項(場合のほか)の下に、「この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により」を加え、「確認し又は譲渡人若しくは借受人から」に、「を提示した」を「の提示を受けた」に改め、同条第三項(場合のほか)の下に、「この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲渡され、又は貸し付けられることを防止する

ため必要なものとして内閣府令で定める方法により」を加え、「確認した場合又は譲渡人若しくは借受人が」を「確認し又は譲渡人若しくは借受人から」に、「を提示した」を「の提示を受けた」に改める。

第二十四条(見出しを含む。)中「許可証」の下に「年少射撃資格認定証」を加える。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(猟銃安全指導委員)

第二十八条の二 都道府県公安委員会は、継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、猟銃安全指導委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熟意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 猟銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行う。

一 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者に対し、当該猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。

二 警察職員が第十三条の規定により行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。

三 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

3 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員が前項に掲げる職務を適正に行うために必要な限度において、猟銃安全指導委員に対し、同項第一号に規定する者に係る第四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる情報を提供すること

ができる。

4 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 猟銃安全指導委員は、名誉職とする。

6 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。

7 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 猟銃安全指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

8 前各項に定めるもののほか、猟銃安全指導委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十九条を次のように改める。

(都道府県公安委員会に対する申出)

第二十九条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動その他の事情から当該銃砲刀剣類により他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置を執らなければならない。

第三十五条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「添付書類」の下に「又は第九条の十三第一項の認定申請書若しくは添付書類を加え、同条第二号中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」

に、「第八条第二項から第五項まで」を「第九条の十三第三項において準用する場合を含む。」、第八条第二項(第九条の十五第二項において準用する場合を含む。)、第三項、第四項(第九条の十五第三項において準用する場合を含む。若しくは第五項に、「第十条の四」を「第十条の四第一項から第三項まで」に改め、同条第三号中「第四条の三第二項」を「第四条の四第二項」に、「第十一条第六項若しくは第七項」を「第十一条第七項若しくは第八項」に、「第二十六条第二項」を「第十三条の三第一項、第二十六条第二項」に改め、同条第四号中「又は第十一条の二第一項若しくは第二項」を「第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十三条の三第三項」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第十条の五の二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第三十五条第七号中「警察官が行う許可証」を「銃砲若しくは刀剣類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿」に改め、年少射撃資格認定証」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 目次の改正規定、第十一条第六項の改正規定(同項中「他人の生命」を「人の生命、身体」に改める部分を除く。)、第十一条の二の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定、第十三条の二の改正規定、第二章中同条を第十三条の四とし、第十三条の次に二条を加える改正規定、第二十九条の改正規定、第

三十五号第三号の改正規定(同号中「第二十六号第二項」を「第十三条の三第一項、第二十六号第二項」に改める部分に限る。)、同条第四号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(次条において「旧法」という。)(第四条又は第六条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分(この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(次条において「新法」という。)(第七条の三第二項の規定による許可の更新を除く。))に関し

第三条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて銃銃所持している者が、施行日以後において初めて新法第七条の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとする場合又は当該許可の有効期間内において新たに新法第四条第一項第一号の規定による当該種類の銃銃の所持の許可を受けようとする場合については、新法第五条の二第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条の二第三項第二号に該当する者が新法第四条第一項第一号の規定による当該銃銃の所持の許可を受けようとする場合については、新法第五条の二第三項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定の施行により新たに同号に掲げる規定による改正後の銃砲刀剣類所持

等取締法(以下この条において「新法」という。)(第二条第二項の刀剣類となる物以下この条において「特定刀剣類」という。)(を所持している者(以下この条において「特定刀剣類所持者」という。))又は特定刀剣類所持者から当該特定刀剣類について輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者で当該特定刀剣類をそれぞれ輸出若しくは廃棄のため所持するものについては、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から六月間は、当該特定刀剣類に関する限り、第一号新法第三条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、第一号新法第十条第一項及び第二十一条の二第二項の規定は、特定刀剣類所持者について準用する。この場合において、第一号新法第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、「当該許可を受けた銃砲又は刀剣類」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第四条第一項に規定する特定刀剣類(以下単に「特定刀剣類」という。))」と、第一号新法第二十一条の二第二項中「第三条の七の規定により譲渡し又は貸付けが禁止される場合のほか、譲受人若しくは借受人が第三項第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号若しくは第十二号」とあるのは「特定刀剣類の輸出又は廃棄の取扱いを委託する場合を除き、譲受人若しくは借受人が第三項第一項第二号の二」と、「銃砲又は刀剣類」とあるのは「特定刀剣類」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第一号新法第十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第二項において準用する第一号新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、同号に掲げる規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下この条において「新法」という。)(第七条)とあるのは「前条第六項」と、同条第三項中「前条第八項」とあるのは「前条第七項」と、同法第十二条の二中「第五条第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第五条第一項第二号から第四号まで」と、「第十一号第一項又は第十二号の三第一項」とあるのは「第十一号第一項」と、同法第十二条の三中「第五条第二項から第四項までを除く。」とあるのは「第五条第二項を除く。」と、「適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定を受けた後も引き続き第九条の十三第一項(第二号を除く。))の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうか」とあるのは「適合しているかどうか」と、同法第十三条の二中「第五条(第二項から第四項までを除く。))とあるのは「第五条(第二項を除く。))」と、「適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項(第二号を除く。))の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうか」とあるのは「適合しているかどうか」と、同法第十三条の三第一項中「第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号」とあるのは「第五条第一項第二号から第四号まで又は第十八号」と、同条第二項中「第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号」とあるのは「第五条第一項第二号から第四号まで又は第十八号」と、同法第十三条の四中「第四条の四第一項」とあるのは「第四条の三第一項」と、「許可証又は年少射撃資格認定証」とあるのは「許可証」と、同法第二十九条第一項中「若しくは公共の安全を害し、又は自殺をする」とあるのは「又は公共の安全を害する」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項中「含む。」の下に「及び第九条の十三第一項」を、「第九条の十三第二項」の下に「第九条の十三第二項」を加える。

審査報告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年十一月二十七日

国土交通委員長 田村耕太郎

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、ストック重視の住宅政策への転換という住生活基本法の基本理念を踏まえ、改修、維持保全、流通の促進等により、既存住宅の長期使用化を図るとともに、既存住宅への長期優良住宅の認定の在り方等について検討を行うこと。
- 二、長期優良住宅制度の円滑な運用を図るため、関係者に対する制度の周知、体制の整備に万全を期するとともに、所管行政庁に対する指導、支援に努めること。

また、同制度の運用において、都市計画制度やまちづくり政策、住宅性能表示制度との連動・連携に十分配慮すること。

- 三、長期優良住宅の普及に資するよう、金融、財政上の支援措置の充実を図るとともに、技術開発の推進等による長期優良住宅の品質の向上と低コスト化に努めること。

また、住宅履歴情報については、一部業者による顧客の囲い込みや目的外使用の防止に留意しつつ、住宅履歴情報制度の整備・普及に努めること。

- 四、既存住宅の流通の促進等を図るため、長期優良住宅を始めとする最近における住宅の耐用年数の実態に見合った既存住宅の評価的に行われるよう、税制等における住宅の評価の在り方等について検討すること。

- 五、改正建築士法による設備設計一級建築士による設計又は法適合確認の義務付けに当たっては、改正建築基準法施行時の実情にかんがみ、建築士制度の運用が円滑に進むよう、その制度の在り方に関して関係団体等と協議し、必要に応じ、適切な措置を講じること。

右決議する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案
(第百六十九回国会内閣提出 本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成二十年十一月二十一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案
長期優良住宅の普及の促進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 基本方針(第四条)
第三章 長期優良住宅建築等計画の認定等(第五条―第十五条)
第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置(第十六条―第十八条)
第五章 雑則(第十九条―第二十条)
第六章 罰則(第二十一条)
附則

- 第一章 総則
第一条 この法律は、現在及び将来の国民の生活の基盤となる良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となつてゐることにかんがみ、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅についての住宅性能評価に関する措置その他の措置を講じ、もつて豊かな国民生活の実現と我が国の経済の持続的かつ健全な発展に寄与することを目的とする。

- (目的)
第一条 この法律は、現在及び将来の国民の生活の基盤となる良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となつてゐることにかんがみ、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅についての住宅性能評価に関する措置その他の措置を講じ、もつて豊かな国民生活の実現と我が国の経済の持続的かつ健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物(建築基準法昭和二十五年法律第二百一十号第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)又は建築物の部分(人の居住の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。

- 2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 3 この法律において「維持保全」とは、次に掲げる住宅の部分又は設備について、点検又は調査を行い、及び必要に応じ修繕又は改良を行うことをいう。

- 一 住宅の構造耐力上主要な部分として政令で定めるもの
- 二 住宅の雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの
- 三 住宅の給水又は排水の設備で政令で定めるもの

- 4 この法律において「長期使用構造等」とは、住宅の構造及び設備であつて、次に掲げる措置が講じられたものをいう。
- 一 当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために次に掲げる事項に関し誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合させるための措置

- イ 前項第一号及び第二号に掲げる住宅の部分の構造の腐食、腐朽及び摩損の防止
- ロ 前項第一号に掲げる住宅の部分の地震に対する安全性の確保
- 二 居住者の加齢による身体の機能の低下、居住者の世帯構成の異動その他の事由による住宅の利用の状況の変化に対応した構造及び設備の変更を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの

- 三 維持保全を容易にするための措置として国土交通省令で定めるもの

- 四 日常生活に身体の機能上の制限を受ける高齢者の利用上の利便性及び安全性、エネルギーの使用の効率性等その他住宅の品質又は性能に関し誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合させるための措置
- 5 この法律において「長期優良住宅」とは、住宅であつて、その構造及び設備が長期使用構造等であるものをいう。

- 6 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める住宅については、都道府県知事とする。(国、地方公共団体及び事業者の努力義務)
- 第三条 国及び地方公共団体は、長期優良住宅の普及を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、長期優良住宅の普及の促進に関し、国民の理解と協力を得るため、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、長期優良住宅の普及に必要な人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。
- 3 4 国は、長期優良住宅の普及を促進するため、
 - 住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

- 4 5 長期優良住宅の建築又は販売を業として行う者は、長期優良住宅の建築又は購入をしようとする者及び長期優良住宅の建築又は購入をした者に対し、当該長期優良住宅の品質又は性能に

関する情報及びその維持保全を適切に行うために必要な情報を提供しよう努めなければならない。

6 長期優良住宅の維持保全を業として行う者は、長期優良住宅の所有者又は管理者に対し、当該長期優良住宅の維持保全を適切に行うために必要な情報を提供しよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第四条 国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項

二 長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の第六条第一項の認定に関する基本的事項

四 前三号に掲げるもののほか、長期優良住宅の普及の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めるに当たっては、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の適切な利用が確保されることにより我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮するものとする。

13 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

14 5 国土交通大臣は、基本方針を定めたとときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

15 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 長期優良住宅建築等計画の認定等（長期優良住宅建築等計画の認定）

第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長

期使用構造等とし、自らの建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

4 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築をしようとする住宅の位置

二 建築をしようとする住宅の構造及び設備

三 建築をしようとする住宅の規模

四 第一項又は第二項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画

ハ 第二項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

(1) 建築後の住宅の維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三条若しくは第六十五条

に規定する団体又は同法第四十七条第一項（同法第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する法人が行う場合においては、当該団体又は法人の名称

(2) 譲受人が建築後の住宅（専ら当該譲受人の居住の用に供する部分を除く。）の維持保全を他の者と共同して行う場合においては、当該他の者の氏名又は名称

五 前項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

ロ 住宅の建築に係る資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項（認定基準等）

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

13 4 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全

を確実に遂行するため適切なものであること。

14 5 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

15 6 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

2 前条第一項から第三項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

(認定の通知)

第七条 所管行政庁は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を当該認定を受けた者(第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者第十四条第二項において「管理組合等」という。)であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。)に通知しなければならない。

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)
第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認定について準用する。
(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)
第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた長期優

良住宅建築等計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四項第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、前条第二項において準用する第五条第二項の規定による変更の認定の申請とみなす。

(地位の承継)

第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画実施者の一般承継人
二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。)の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

(記録の作成及び保存)
第十一条 認定計画実施者は、国土交通省令で定めるところにより、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存を容易にするため、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十二条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従つて認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行つていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

2 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。
二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があつたとき。

2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であつた者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。)に通知しなければならない。

(助言及び指導)

第十五条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関

し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づき措置

(認定長期優良住宅についての住宅性能評価)

第十六条 認定長期優良住宅の建築に関する工事の完了後に当該認定長期優良住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第二項に規定する新築住宅であるものを除く。以下この項において同じ。)の売買契約を締結した売主は、当該認定長期優良住宅に係る同法第五条第一項の規定による住宅性能評価書(以下この項において「認定長期優良住宅性能評価書」という。)若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し認定長期優良住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該認定長期優良住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する認定長期優良住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

2 前項の規定は、売主が売買契約書において反対の意思を表示しているときは、適用しない。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十七条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく認定長期優良住宅の維持保全を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第 号)第十七条第一項に規定する業務」とする。

(高齢者居住支援センターの業務の特例)

第十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七十八条に規定

する高齢者居住支援センター(次項において単に「高齢者居住支援センター」という。)は、同法第八十条に規定する業務のほか、高齢者(同法第七十七条に規定する高齢者をいう。以下この項において同じ。)が自ら居住する認定長期優良住宅について認定長期優良住宅建築等計画に基づき行う維持保全(同法第七十七条に規定する改良に該当するものを除く。)に関する工事に必要な資金の貸付けであつて、当該高齢者(二人以上)の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあっては、当該二人以上の高齢者のすべての死亡時に一括償還をする方法によるものを行つた国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務を保証することができ、

2

前項の規定により高齢者居住支援センターが同項に規定する業務を行う場合には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第八十一条第一項中「という」とあるのは「という。」並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第十八条第一項に規定する業務以下「特例業務」という。と、同法第八十二条第一項中「という」とあるのは「という。」及び特例業務に関する規程(以下「特例業務規程」という)と、「これ」とあるのは「これら」と、同条第二項及び第三項中「債務保証業務規程」とあるのは「債務保証業務規程及び特例業務規程」と、同項中「債務保証業務の」とあるのは「債務保証業務及び特例業務の」と、同法第八十三条、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第一項中「支援業務」とあるのは「支援業務及び特例業務」と、同法第八十四条中「次に掲げる業務」とあるのは「次に掲げる業務及び特例業務」と、同法第九十三条第一号中「第八十五条第一項」とあるのは「第八十五条第一項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」とする。

平成二十年十一月二十八日 参議院会議録第十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案

投票者氏名

る場合を含む。)と、同条第二号中「第八十五条第二項」とあるのは「第八十五条第二項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」と、同条第三号から第五号までの規定中「第八十七条第一項」とあるのは「第八十七条第一項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」とする。

第五章 雑則

(国土交通省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第六章 罰則

第二十一条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「限る」の下に「。次条第二項において同じ。」を加え、「次条」を「次条第二項及び第七十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第三十一号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの(以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。)の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合に、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

投票者氏名

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大石 正光君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
奥石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主 濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
鈴木 陽悦君	田中 康夫君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷岡 郁子君
千葉 景子君	ルン マルチ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
外山 斎君	徳永 久志君

木村 仁君 川口 順子君 加納 健司君 荻原 健司君 岡田 直樹君 衛藤 晟一君 岩城 光英君 磯崎 陽輔君 石井 みどり君 秋元 治子君 有村 治子君 石井 準一君 泉 信也君 市川 一朗君 岩永 浩美君 尾辻 秀久君 岡田 広君 加治屋義人君 神取 忍君 河合 常則君 岸 宏一君	森 利治君 友近 聡朗君 内藤 正光君 中谷 智司君 長浜 博行君 羽田雄一郎君 白 眞勲君 姫井由美子君 平野 達男君 広田 一君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松井 孝治君 松岡 徹君 円 より子君 水岡 俊一君 室井 邦彦君 森田 高君 柳澤 光美君 山下八洲夫君 横峯 良郎君 米長 晴信君 愛知 治郎君 秋元 司君 有村 治子君 石井 みどり君 磯崎 陽輔君 岩城 光英君 衛藤 晟一君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 健司君 川口 順子君 木村 仁君	岸 信夫君 小池 正勝君 鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君 坂本由紀子君 島尻安伊子君 鈴木 政二君 関口 昌一君 伊達 忠一君 塚田 一郎君 中川 義雄君 中山 恭子君 西島 英利君 野村 哲郎君 長谷川大紋君 林 芳正君 古川 俊治君 舩添 要一君 松村 祥史君 丸川 珠代君 水落 敏栄君 森 まさこ君 山内 俊夫君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 義家 弘介君 脇 雅史君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 澤 雄二君 西田 実仁君 浜四津敏子君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 哲士君	北川イツセイ君 小泉 昭男君 佐藤 昭郎君 佐藤 正久君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 田村耕太郎君 谷川 秀善君 中川 雅治君 中村 博彦君 二之湯 智君 西田 昌司君 南野知恵子君 橋本 聖子君 藤井 孝男君 牧野たかお君 松田 岩夫君 松山 政司君 丸山 和也君 溝手 顕正君 矢野 哲朗君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 若林 正俊君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 浜田 昌良君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 博司君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君	紙 智子君 大門実紀史君 山下 芳生君 福島みずほ君 又市 征治君 荒井 広幸君 松下 新平君 糸数 慶子君 山東 昭子君	小池 晃君 仁比 聡平君 近藤 正道君 洲上 貞雄君 山内 徳信君 大江 康弘君 渡辺 秀央君 川田 龍平君 田中 直紀君	櫻井 充君 芝 博一君 下田 敦子君 榎葉賢津也君 鈴木 陽悦君 田名部匡省君 高橋 千秋君 谷 博之君 千葉 景子君 津田弥太郎君 外山 斎君 森木 利治君 友近 聡朗君 内藤 正光君 中谷 智司君 長浜 博行君 羽田雄一郎君 白 眞勲君 姫井由美子君 平野 達男君 広田 一君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松井 孝治君 松岡 徹君 円 より子君 水岡 俊一君 室井 邦彦君 森田 高君 柳澤 光美君 山下八洲夫君 横峯 良郎君 米長 晴信君 愛知 治郎君	自見庄三郎君 島田智哉子君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 康夫君 高嶋 良充君 武内 則男君 谷岡 郁子君 ワケンメルティ君 辻 泰弘君 徳永 久志君 富岡由紀夫君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 中村 哲治君 西岡 武夫君 長谷川憲正君 林 久美子君 平田 健二君 平山 幸司君 広中和歌子君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 藤山 康江君 舟山 武志君 前田 輝彦君 増子 大悟君 松浦 信夫君 松野 将史君 水戸 将史君 峰崎 直樹君 森 ゆうこ君 築瀬 進君 柳田 稔君 山根 隆治君 吉川 沙織君 蓮 舩君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 石井 準一君 泉 信也君 市川 一朗君 岩永 浩美君 尾辻 秀久君 岡田 広君 加治屋義人君 神取 忍君 河合 常則君 岸 宏一君
---	---	---	---	--	--	---	--

秋元 司君	浅野 勝人君
有村 治子君	石井 準一君
石井みどり君	泉 信也君
磯崎 陽輔君	市川 一朗君
岩城 光英君	岩永 浩美君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イツセイ君
小池 正勝君	小泉 昭男君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	椎名 一保君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	中川 雅治君
中川 義雄君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
舛添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君

反対者氏名

脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	渕上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
荒井 広幸君	大江 康弘君
松下 新平君	渡辺 秀央君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	田中 直紀君

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇円)	本号二部 二五円